

第2期山梨県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の概要

1 計画策定の目的及び背景

平成27年5月の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に伴い、計画体系が見直されたことを受け、同年同月に第1期山梨県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を策定した。

同計画が今年度末に満了となるが、イノシシの生息状況、農林業被害状況を鑑み、イノシシの適正な管理を行うため、第2期山梨県第二種特定鳥獣管理計画を策定し、引き続き、個体数調整、被害防除対策、生息環境整備等を実施するものとする。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

3 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 現状

ア 生息環境

イノシシは、身を隠せる草本、低木の茂み、食料を供給する落葉広葉樹林、竹林等及び食料、水を供給する水田放棄地を選択的に利用する。

イ 生息動向及び捕獲等の状況

(ア) 生息動向

県内の市街地や高標高地域を除くほぼ全域に分布しており、平成15年度から平成22年度にかけて分布は若干拡大したが、その後平成27年度にかけてはやや縮小している。また狩猟におけるイノシシの目撃率及び捕獲率は、平成15年度から平成27年度にかけて減少傾向にあることから、生息密度も減少傾向にあると考えられる。

(イ) 捕獲状況

平成20年度から平成24年度までの捕獲頭数は、3,000頭前後で推移し、平成25年度の捕獲頭数は1,951頭で、平成26年度は2,522頭、平成27年度は1,929頭で、隔年で増減を繰り返す傾向は変わらないものの長期的な傾向として減少傾向にある。

ウ 被害等及び被害防除状況

(ア) 被害等の状況

平成19年度をピークとして平成20年度以降は、ほぼ横ばいの状況であったが、平成27年度は被害面積36ha、被害量218トン、被害金額44百万円であった。

(イ) 被害防除の状況

平成23年度から平成27年度までにおける獣害防止面積の整備実績は、1,535haとなっている。

(2) 管理の目標

農業被害の抑制

地域個体群の健全かつ適正な維持

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

特定鳥獣管理計画に基づいて、個体数管理、生息環境管理、被害防止対策の3つの項目をバランス良く計画的に実施する。

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

基本方針

- ・奥山のイノシシについて管理捕獲を行わない。
- ・農業被害につながる里山の耕作地周辺に生息するイノシシの密度を限りなく0に近づけることを目標とする。

(1) 狩猟

- ア 狩猟期間の1ヶ月延長 11/15~2/15 11/15~3/15
- イ 特例休猟区制度の適用(休猟区内でイノシシの狩猟が可能)
- ウ 冬期におけるくくりわなの輪の直径の規制緩和(12cm 20cm)

(2) 有害捕獲

里山を中心とした地域で市町村、農業協同組合等の法人、被害を受けている個人が実施

(3) 管理捕獲

里山の耕作地周辺に生息するイノシシを対象として市町村が実施

(4) 捕獲数の目標

狩猟・有害捕獲・管理捕獲を合わせた年間捕獲目標頭数を3,000頭とする。

7 第二種特定鳥獣の生息環境に関する事項

(1) 生息環境の保護

針広混交林の整備

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 被害防止対策

- ア 集落周辺の環境整備
- イ パトロール
- ウ 柵の設置等による被害防除の強化
- エ 地域ぐるみの取り組み

(2) モニタリング等

科学的・計画的な管理を遂行するため、生息状況(分布、生息密度)及び被害状況(農業者、農業団体等から被害品目、被害量等の情報収集)を把握し、フィードバックする体制の整備に努める。

(3) 計画の実施体制

計画の実施にあたっては、県、市町村、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体等が連携して実施する。

(4) 普及啓発・広報活動

住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、イノシシの生息状況、被害状況、捕獲状況等について公表に努め、住民等に対しイノシシに関する基本的知識の周知やイノシシに対する被害防止対策や生息環境管理など住民自らが取り組める対策の普及啓発に努める。

(5) その他

管理事業の実施にあたっては、科学的知見に基づく調査結果や研究成果を取り入れ、管理の目標設定や、目標を達成するための施策に反映させるとともに、効率的な捕獲や効果的な植生回復の手法等について研究を進めて行く。